

令和3年度事業計画

基本方針

当法人は、社員である司法書士が専門的能力を結合して官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託手続き等の適正、迅速な処理に寄与し、もって、国民の取引の安全確保と権利の保護に寄与することにより、不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的に活動する公益法人である。

当法人は、県内全域を網羅すべく6箇所に支部を設置しており、各官公署等に対して身近な相談窓口として地域に根ざした活動をし、その役割を担ってきたことを自負しておるところである。

このような中、一般競争入札制度が行われるようになり、より多くの競争入札情報を取り入れなければならない。そのためにも全国の各協会とより一層の密接な連絡網を築いて行きたい。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、当協会は、この所有者不明土地問題を、総力を結集して早期に解決したい。

最後に法令遵守と組織統治を基本に据え事業の適正な運営を図るとともに、協会の構成員である社員一人ひとりがその社会的責任を強く自覚し公益活動に努め、国民の信頼に応えなければならない。

具体的事業計画

1. 公益法人としての基本理念

- (1) 総会及び理事会の適正な運営
- (2) 適切な会計処理
- (3) 法令に基づく書類の作成及び備置き

2. 公益法人としての啓発活動

- (1) ホームページによる情報開示
- (2) 公共事業の実施に係る不動産登記等に関する相談
- (3) 不動産の嘱託登記に関する研修会等の開催

3. 業務開発活動

- (1) 一般競争入札情報の収集と参加資格の取得
- (2) 相続等の権利調査業務の受託
- (3) 未登記問題解消業務の受託

4. 社会的貢献のための事業

- (1) 災害支援活動
- (2) 相続人調査等への参加

5. その他の事業

- (1) オンライン登記申請の推進
- (2) 社員の増強
- (3) 友好諸団体との連携